

山口市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)安心確保連絡協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 山口市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者の在宅生活を支援することを目的として地域の関係機関の連携体制の整備を行うため、山口市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)安心確保連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、山口市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者の見守り体制に関することを所掌する。

(構成員)

第3条 協議会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 山口市高齢障害課職員
- (2) 「山口市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱」に基づき派遣される生活援助員及び生活援助員を派遣する社会福祉法人等の職員
- (3) 山口市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)を含む公的賃貸住宅に居住する者で組織する隣人サポートグループ
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(会議)

第4条 協議会の会議は高齢障害課長の招集により、定期的又は必要に応じて開催する。この場合において、前条の構成員のうち会議の内容に関係する者のみを招集することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条の構成員の要請により関係する者のみを招集し、随時の会議を開催することができる。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに合併前の山口市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)安心確保連絡協議会設置要綱(山口市制定)によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。